

言葉っておもしろい! ~ALTの先生が紹介するおもしろい英語~

interesting English!!

このコーナーでは、ALT（外国語指導助手）の先生目線で見えた日本語のおもしろさや、ちょっとおもしろい英語の話を紹介します。今月の担当はサイ先生です。

Vol.2 方言の難しさとおもしろさ

「よか」
 A「これでいい?」 “Is this ok?” B「よか」 “Yes.”
 A「これ食べる?」 “Do you want to eat this?” B「よか」 “No.”
 「とととと」
 A「とととと?」 B「とととと」



こんにちは、サイです。僕はアメリカの大学で日本語を勉強しましたが、実際に日本に来てみて、方言には戸惑いました。今回は、僕が感じた長崎の方言の難しさとおもしろさを紹介します。

「よか」

「よか」には、「よい」という意味と「いらない」という意味があり、「結局どっちなんだろう?」と分からないことがよくありました。今では、相手の表情やジェスチャー、声のトーンなどでどっちの意味かかみ取るようにしていますが、まだまだです。

「とととと」

初めて聞いた時は、「これは会話なのか!?!」と驚きました。「と」しか言っていないのに、会話が成り立っていて、とても面白いと思いました。方言は難しいですが、方言を知ることが、その地域やそこに住む人々のことをより知ることができるチャンスだと思います。みなさん、おもしろい長崎の方言があったら、教えてください!



消費者注意報

ATMを操作しても還付金はもらえません!! ~「還付金詐欺」にご注意~

高齢者に対し自治体職員などのふりをして「健康保険料の還付がある」、「医療費の払戻しがある」、「税金の還付がある」などと言い、還付金の受取り手続きのため携帯電話とキャッシュカードを持ってATM（現金自動預払機）に行くように誘導し振込みをさせようとする、いわゆる還付金詐欺に関する相談が、全国の消費生活センターなどに多く寄せられています。

! 最近の相談事例

【事例1】
役所から約3万円の還付金があると連絡があり、ATMで振込みがあると思い指示されるまま操作をしたら約100万円の振込みをしていた。

【事例2】
役所から医療費還付の連絡の後に銀行からという電話の指示に従ったところ、ATMで100万円を振り込まれた。

【事例3】
役所職員を名乗り「健康保険料の還付金がある」と電話があり、役所に確認したところ「そのような職員はいない」といわれ、詐欺に気が付いた。

! 相談事例からみる還付金詐欺の手口と特徴

1. 役場などの公的機関の職員や金融機関の職員になります。
2. 「手続きの期間が過ぎている」などすぐに手続きをしなければならぬかのように信じ込ませ、人目につみにくいATMへ誘導する。

3. ATMでは自分の口座からの振込みではなく、自分の口座への振込み手続きをしているかのように錯覚させる。
4. 振り込まれた金銭はすぐに引き出され、一度振込みの手続きをすると複数回振込みをさせようとする。

! アドバイス

1. 電話で「お金が返ってくるのでATMに行くように」と言われたら、それは還付金詐欺です。そのまま電話を切るようにしてください。
2. 還付金などに心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かったり、指示された電話番号に電話をかけたりせず、役所の担当部署に電話をかけて確認してください。
3. 全国各地で起きているため、今後も還付金詐欺に注意が必要です。
4. 「お金が返ってくる」などの還付金詐欺に関する電話があった場合は、すぐに警察や役場相談窓口、消費生活センターなどに電話するなど、周囲に相談をしてください。

困ったときは消費生活センターまたは長与町役場相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン 局番なし☎188
長崎県消費生活センター ☎824-0999
長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111

※長与町ホームページでも消費生活に関する情報をお知らせしています。町ホームページ→相談窓口→消費生活相談

年金だより

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354
役場健康保険課年金係 ☎883-1111

保険料の納付は口座振替がお得です!

通常、翌月末の引落しを当月末にする…早割

毎月50円(年間600円)が割引されます。
⇒納付書でのお支払いの場合、早割はありません。

6か月分、1年分、2年分をまとめて引落とす…前納

- ★6か月分：4月～9月分が4月末、10月～翌年3月分が10月末の引落しで、各1,120円が割引されます。
⇒6か月分記載の納付書で、4月末、10月末までにお支払いの場合、各800円が割引されます。
 - ★1年分：4月～翌年3月分が4月末の引落しで、4,150円が割引されます。
⇒1年分記載の納付書で、4月末までにお支払いの場合、3,510円が割引されます。
 - ★2年分：4月～翌々年3月分が4月末の引落しで、15,640円が割引されます。
⇒2年分記載の納付書で、4月末までにお支払いの場合、14,400円が割引されます。
- ※6か月分(4月～9月分)・1年分・2年分の申込期限は2月末日まで、6か月分(10月～翌年3月分)は8月末日までとなります。申請時には、年金手帳と認印、金融機関への届出印をご持参ください。
※上記の割引料は、平成29年度の割引料です。

保険料を納めるのが困難なときは…

～免除・納付猶予・学生納付特例の手続きをお早めに!!～
(申請手続きは、過去2年1か月前分からでき、継続申請を除いて毎年必要です)

所得が少ない人は…免除制度

所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」があります。
⇒「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の前年所得により審査します。

50歳未満の人は…納付猶予制度

申請者が50歳未満の方に限り利用できる制度です。
⇒「申請者本人」「申請者の配偶者」の前年所得により審査します。

学生の人は…学生納付特例制度

大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限が1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学している学生の方に限り利用できる制度です。
⇒学生本人の前年所得が118万円以下の場合は保険料の納付が猶予されます。
※申請時には、年金手帳と認印、学生の方は『在学証明書』または『学生証の写し』、失業や災害に遭われた方は『雇用保険被保険者離職票』、『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書』、『雇用保険受給資格者証』、『公務員などは『退職辞令書』などの写しをご持参ください。

介護保険のしくみ

問 長与町地域包括支援センター ☎887-3008
介護保険課・福祉課 ☎883-1111

地域包括支援センター業務 ③成年後見制度について

介護保険課内に設置している「長与町地域包括支援センター」は、地域に暮らす高齢者の介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートすることを主な目的にしています。今月は、③「成年後見制度」についてです。

●成年後見制度は、どのような人が対象ですか?

年金生活の一人暮らしの親が訪問販売で必要のない高額な商品を買ってしまう…

入院時の医療費を支払いたいが、家族でも本人の口座からお金を引き出すことが出来ない…



介護サービスを利用するように勧められているが、本人の理解が難しい。手続きを手伝ってくれる家族もいない…

高齢で体が不自由な親の代わりにお金の管理をしてくれる人がいない…

成年後見制度とは、認知症や精神疾患・知的障害などで判断能力が低下し日常生活に支障が出ている方の財産を守り(財産管理)、安心して暮らせる環境作り(身上監護)を本人に代わって行う制度です。

●どのようにして利用できるのですか?

本人、配偶者、4親等内の親族、市町長などが、家庭裁判所に申立て、家庭裁判所が適任者を後見人などに選任すると支援が開始されます。本人の判断能力によって申立ての種類(補助・保佐・後見)、および後見人などが行える支援範囲が異なります。

●どこに相談すればいいのですか?

まずは地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。必要に応じて家庭裁判所への申立て手続きのお手伝いを行います。その他、県弁護士会、県司法書士会、家庭裁判所などにも相談できます。

